

首都圏ポスティング協同組合加入規約

首都圏ポスティング協同組合
東京都品川区東五反田1丁目10の7
アイオス五反田601号
電話：03-6277-4437

首都圏ポスティング協同組合加入規約

第1条 (組合の名称)

本組合は「首都圏ポスティング協同組合」と称し、東京都渋谷区道玄坂2丁目15番1号に事務所を置く。

第2条 (目的)

本組合に組合員として加入する諸条件を規程するものである。

第3条 (加入条項)

1. 配布組織

加入希望会社は自社配布組織を有する法人並びに個人事業所であること。

2. 組合出資金

加入規約第4条で定める出資金を引き受けること。

3. データベース構築

組合で定めるデータベースについては、担当地区で収集して、組合に提供、共同データベースの構築を図れること。

4. 共同受注の受託

共同受注の受託に関しては、下記の条項を受け入れられること。

(1) レスポンスを重要視し、受託業務の完全遂行が可能なこと。

(2) 受託業務の配布完了報告を指定フォーマットにより速やかに提出できること。

(3) 受託業務の配布事故が発生した際は、組合の検査委員会の検査を受け入れられること。

5. 組合主催の各種会合への出席義務並びに、検査委員会、営業委員会、総務委員会、事業推進委員会、広報渉外委員会のいずれかの委員会への所属義務を承諾できること。

6. 検査委員会の受け入れ

組合の共同受注に於いて、ポスティングを受託をした際、万が一にクライアントに損害を与える行為が発覚した場合、組合の検査委員会規約に基づき、検査委員の受け入れを拒まぬこと。

又、組合が行う年1回の定期検査を受入れること。

7. 定款並びに組合規定の遵守

定款に定める事項並びに各種の組合規程を遵守することができること。

第4条 出資金

出資金は1口10,000円とし、10口以上を納入すること。

第5条 加入後の提供事項

1. 情報の提供

(1) ポスティング業界の各種情報の提供。

(2) 組合員間の情報の提供。

2. 共同受注による業務委託事業

予め定めた地区におけるポスティングの委託を行う。

3. 組合ブランド、ロゴ

組合加入時より、組合ロゴの使用を承認する。

4．研修会事業

経営者、組織担当者、営業担当者の研修会を開催する。

5．共同購買

各社にて使用できる購買品を大量仕入れによる低コストでの提供
(GPS、ユニフォーム、身分証等)。

6．システムの提供

組合発展のために今後開発するシステムの提供。

7．地域の配布禁止情報の提供

8．地域の世帯数及び地域情報の提供

9．団体障害保険の提供

無記名の役員、社員、パート、委託配布員を対象に団体保険の加入ができる。

10．業務上の法律相談、アドバイス

第6条 提出書類

(1) 会社謄本

提出日3ヶ月以内のもの(コピー可)

(2) 過去2年間の決算書の控え

(3) 出資金引受書(様式1-1)

(4) 組合加入に関する会社概要書(様式1-2)

(5) 組合員加入推薦書(当該支部長並びに、同支部内組合員の推薦)(様式1-3)

(6) 検査委員会の検査受け入れ承諾書(様式1-4)

(7) 貴社会社案内(営業ツール)

(8) 検査委員会指定の自主検査項目記入用紙(様式1-5)

第7条 (余剰金還元)

余剰金に関する配当は出資金比率、並びに共同受注、共同購買の利用比率により行う事を原則とする。

第8条(付 則)

本規約条項に無い部分に関しては定款の定めに従い、特殊事例は理事会にて定める。

平成24年11月 1日 施行

平成26年 6月20日 改定

首都圏ポスティング協同組合
代表理事 中丸 博之 殿

住 所：_____

法 人 名：_____

代表者名：_____ 印

加入申込並びに出資金引受書

このたび貴組合の定款を承諾し、下記により貴組合に加入いたしたく申込みます。

記

1. 事業を行う場所
2. 事業の種類
3. 常時使用する配布員数 人
4. 法人たる事業者の出資金の総額又は資本金の額 円
5. 引受けようとする出資口数及び金額 口 金 円

備考：出資金は1口10,000円、10口以上の引受をお願い申し上げます。

首都圏ポスティング協同組合 御中

弊社はこの度、貴組合に加入いたしたく、下記の通り会社内容を記入し加入申請をいたしますので
 よろしくお願ひ申し上げます。

社名		代表者氏名	
所在地	〒		
TEL		FAX	
E - mej		URL	http://www.
資本金	万円	社員数	人
配布員数	人		
23年度売上	万円	24年度売上	万円
代表者略歴			
ポスティング開始年月			
ポスティング実施市区町村名			
ポスティング実施地区世帯数			
配布日に関する事項			
1日の配布可能世帯数			
現在のポスティング形態 (内にレ印を付ける)	1.固定型配布 配布員が常に一定の地区を定期的に配布する。 2.移動型配布 配布員が何処へでも移動配布する。 3.上記1.2.の併用配布をする。		
主な取引先			
配布準備作業場の面積	㎡		
チラン納品先住所		納品可能トラック屯数	
支店・出張所			
アウトソーシング先業者			
特に記載する事項			

組 合 加 入 推 薦 書

このたび、下記の会社を「首都圏ポストイング協同組合」へ推薦いたします。

推薦会社名		代表者氏名	
住 所	〒		
T E L		F A X	
推薦会社の配布状況コメント:			
推薦会社との取引状況:			
推薦の言葉:			

平成 年 月 日

推薦組合員名 :

?

推薦担当者名 :

(様式1 - 4)

平成 年 月 日

首都圏ポスティング協同組合
理事長 中丸 博之 殿

検査委員会の検査受け入れ承諾書

この度、貴組合に加入するにあたり、貴組合同規約第3条第6項により検査委員の検査の受け入りをここに承諾いたします。

尚、検査委員会規約を遵守いたします。

承諾年月日：平成 年 月 日

組合加入会社名：

代表者氏名： ?

住 所：

賦課金

賦課金の徴収方法

イ. 賦課金の額

差等割 事業規模(配布員数)割

1級	1組合員	月額	25,000円
2級	1組合員	月額	20,000円
3級	1組合員	月額	15,000円

- ・ 1級 配布員数 固定組織 100人以上又は移動組織 40人以上
- ・ 2級 配布員数 固定組織 50~99人又は移動組織 20~39人
- ・ 3級 配布員数 固定組織 10~49人又は移動組織 5~19人

ロ. 賦課及び徴収方法

1 事業年度の4半期(4月1日~6月30日、7月1日~9月30日、10月1日~12月31日、1月1日~3月31日)に分け、それぞれの期の開始日より一ヵ月以内に、その期分を納入するものとする。

ハ. 消費税

賦課金は、課税対象外として取り扱うので、課税仕入にはならない。